

浦安市学校規模適正化基本方針

改定版

令和6年3月
浦安市教育委員会

— 目 次 —

第1章 はじめに	1
1. 基本方針の概要	1
2. これまでの経緯	2
第2章 児童生徒数の現状	3
1. 小中学校別の児童生徒数の推移	3
2. 地域別の児童生徒数の推移	8
第3章 学校規模適正化の基本的な考え方	9
1. 学校規模適正化の基本的な視点	9
2. 学校規模の適正化に向けて	9
3. 本市における学校の適正規模・適正化の考え方	11
4. 将来の学校規模の動向	13
5. 小規模校における適正化の具体的な手法	15
6. 大規模校における適正化の具体的な手法	15
第4章 今後の方向性	16
1. 将来における児童生徒数の増加の可能性について	16
2. 今後の学校規模適正化の方向性	17
<参考資料>	18

第1章 はじめに

1. 基本方針の概要

(1) 方針策定の背景

- ・浦安市では、昭和50年代前半以降の埋め立て事業による大規模な住宅開発に伴い、児童生徒（「児童」は小学生、「生徒」は中学生を指す）数が急激に増加してきたことから、小学校・中学校を計画的に整備してきました。
- ・近年、埋め立て事業により形成された中町・新町地域では児童生徒数が減少し、複数の学校で小規模化の傾向が見られます。
一方で、埋め立て以前より市街地が形成されていた元町地域では、人口の入れ替わりが顕著に発生しているため、児童生徒数が増加し大規模化している学校もあります。
- ・その結果として、学年単学級の学校が懸念される一方で、学級数の増加に伴う授業展開への影響がある学校が存在するなど、教育環境の公平性という面で課題が生じています。
- ・この対応にあたっては、本市における学校の適正な規模を明確にし、市立全小・中学校が、その規模を維持できるような対策を講じることが必要不可欠です。
- ・また、児童育成クラブなど、保護者の就労などに伴う放課後の子どもたちの安全・安心な活動場所の確保として、学校の余裕教室活用のニーズが高まっており、学校施設を学校教育以外の様々な用途に活用することも求められています。
- ・本市では、発展の礎となった埋立地での開発が最終段階に入り、これまでのまちを開発していく「発展期」から、まちを維持更新していく「成熟期」を迎えているとともに、人口構造が変化する中で、学校の在り方についても見直しが求められています。

(2) 目的

- ・児童生徒の一定の集団規模の維持、確保により、より良い教育環境の整備をすることで、教育的効果を高め、教育の質の充実を図ることを目的とします。

(3) 対象

- ・浦安市内の全ての市立小学校・中学校

(4) 期間

- ・平成31年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間
（令和6年（2024年）3月 改定）

2. これまでの経緯

(1) 浦安市における学校適正配置等について（報告）

（第1次学校適正配置等検討委員会）【平成14年3月】

- ・少子化の進行、中町地域での児童生徒の減少を背景に、教育目的を考慮した学校の適正規模や選択制導入の方向を探る学校の選択機会の拡大について提案されました。

(2) 浦安市における学校配置の適正化に向けての基本方針

（第2次学校適正配置等検討委員会）【平成21年3月】

- ・平成14年3月にまとめられた報告書を受けて、小学校の適正規模を12～24学級、中学校を12～18学級とすることや大規模校の増築、小規模校における地域コミュニティに配慮した統合を進める等の対応方針を示すとともに、今後の方向性の一つとして小中連携・一貫教育の推進を提示しています。

(3) 学校規模適正化の具体的取組

- ・高洲地区の住宅開発の状況により、平成25年度から高洲四丁目3番を高洲北小学校から高洲小学校に通学区域の変更を行いました。
- ・入船地区では、旧入船北小学校と旧入船南小学校の2つの小学校を統合する方針が打ち出され、平成24年度に入船地区の学校統合検討会が設置されるなど作業が進み、平成27年4月より両校が統合され入船小学校が新設校として開校となりました。
- ・平成21年3月に策定した「浦安市における学校配置の適正化に向けての基本方針」の中で、将来における統合の可能性を示した美浜地区の2つの小学校については、当面、統合についての検討を凍結する旨が、平成28年1月の定例教育委員会会議で承認されました。
- ・南小学校では、令和3年度から、大規模状態を緩和することを目的の一つとして、南小学区に居住する児童は、南小学校の他、隣接する浦安小・東小・東野小への就学を選択することができる「特定地域選択制」を導入しました。

表1 平成14年以降の学校適正化に関する主な動き

時期	取組内容 (対象地域)	概要	小学校数	中学校数
平成14年3月	方針検討	○市立小中学校・市立幼稚園の適正配置及び通学（通園）区域に関する検討の実施（浦安市における学校適正配置などについて（報告））	13	7
平成15年4月	新設 (新町地域)	○高洲小学校を新設（明海小学校区より分離）	14	7
平成17年4月	新設 (新町地域)	○日の出南小学校を新設（日の出小学校区、明海小学校区より分離）	15	7
平成18年4月	新設 (新町地域)	○明海南小学校を新設（明海小学校区より分離）	16	7
平成18年4月	新設 (新町地域)	○高洲北小学校を新設（高洲小学校区より分離）	17	7
平成18年4月	新設 (新町地域)	○明海中学校を新設（日の出中学校区より分離）	17	8
平成21年3月	方針検討	○今後の方向性の一つとして小中連携・一貫教育の方針も提示（浦安市における学校配置の適正化に向けての基本方針）	17	8
平成22年4月	新設 (中町地域)	○東野小学校を新設（富岡小学校区より分離）	18	8
平成25年4月	学区変更 (新町地域)	○高洲四丁目3番の通学区域の変更（高洲北小学校区から高洲小学校区へ）	18	8
平成26年4月	新設 (新町地域)	○高洲中学校を新設（入船中学校区より分離）	18	9
平成27年4月	統合 (中町地域)	○旧入船北小学校と旧入船南小学校の統合により、入船小学校を開校	17	9
平成30年度	方針検討	○学校規模適正化に向けた次年度以降の対策を提示（浦安市学校規模適正化基本方針）	17	9
令和3年度	大規模校対策 (元町地域)	○南小学校区で「特定地域選択制」を導入	17	9

第2章 児童生徒数の現状

1. 小中学校別の児童生徒数の推移

(1) 小学校（※実績値については、特別支援学級の児童数を除く）

図1 小学校児童数（総数）の方針策定時（平成30年度）の推移予測

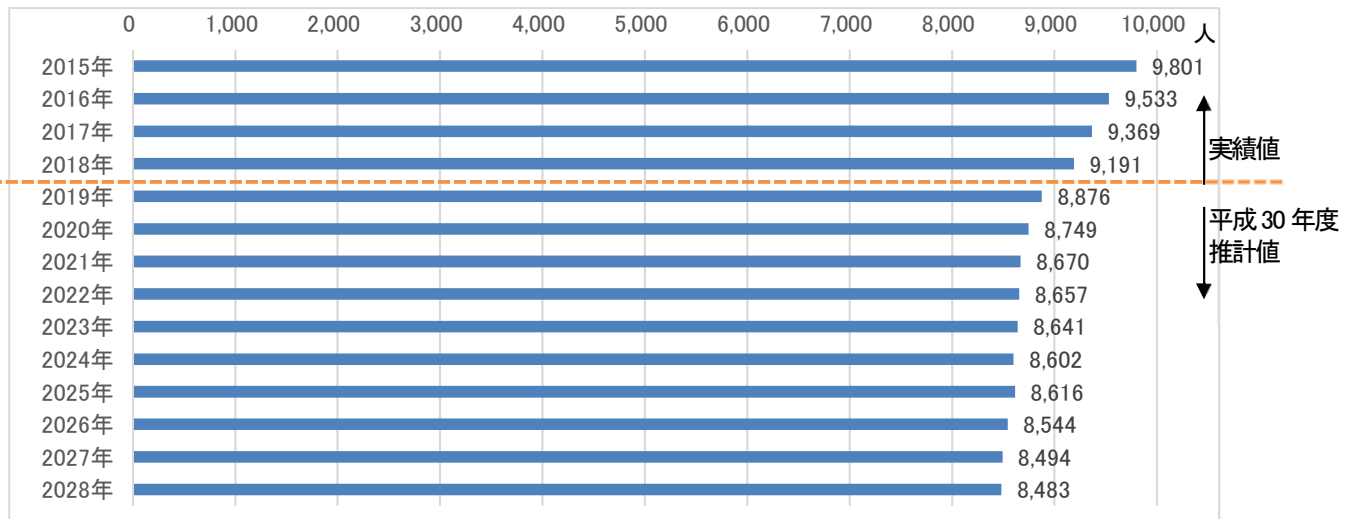
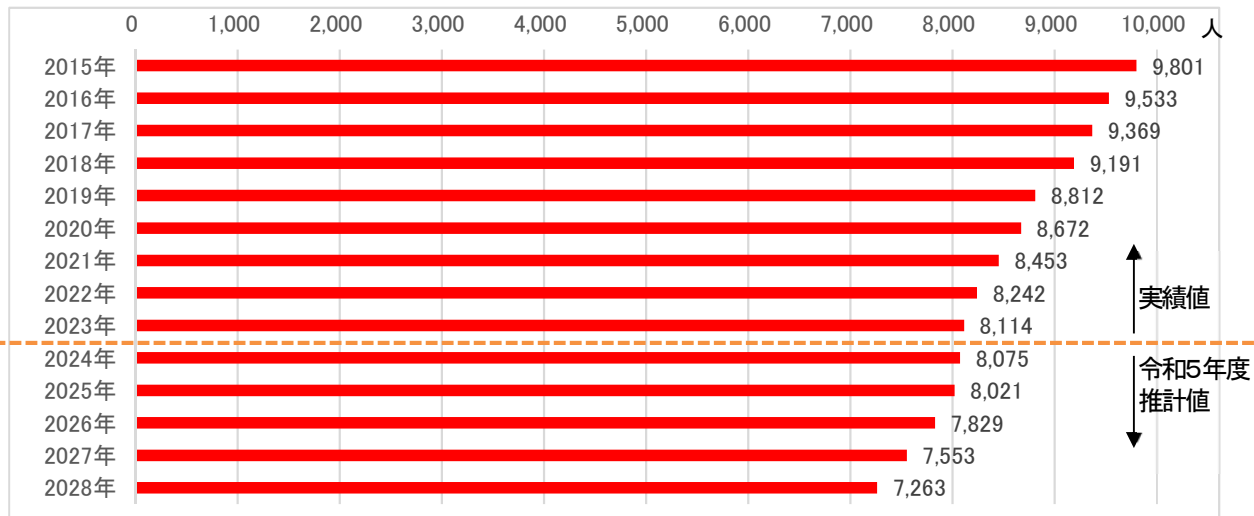


図2 小学校児童数（総数）の令和5年度の推移予測



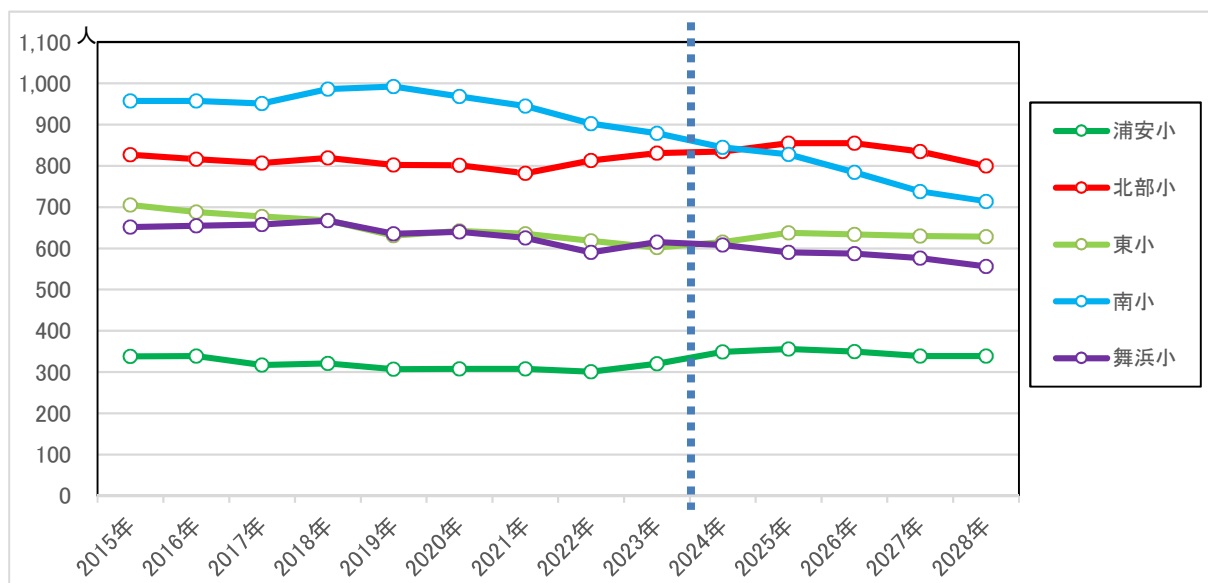
- ・令和5年（2023年）まで減少を続けてきた小学校の児童数は、今後も減少傾向をたどります。
- ・令和10年（2028年）には令和5年（2023年）比で▲約850人の7,263人にまで減少することが予測されます。
- ・方針策定時の平成30年（2018年）の推計値と実績値との比較から、児童数の減少が進行していると考えられます。
- ・今後、土地利用の変化や集合住宅の建て替え・住み替えが生じれば、児童数の推計値に影響が出る可能性があります。

■市内3地域別の動向

(元町地域)

- ・学校別にみると、元町地域に立地する小学校の児童数は、今後、横ばいで推移します。元町地域では近年、若年層の転入基調が強く、その層の子どもが小学生になることが要因としてあげられます。
- ・南小学校において、大規模状態の緩和を目的とした「特定地域選択制」を令和3年度（2021年度）から、導入しており、対策の効果が出ています。推計値はその制度を継続した場合の児童数となります。

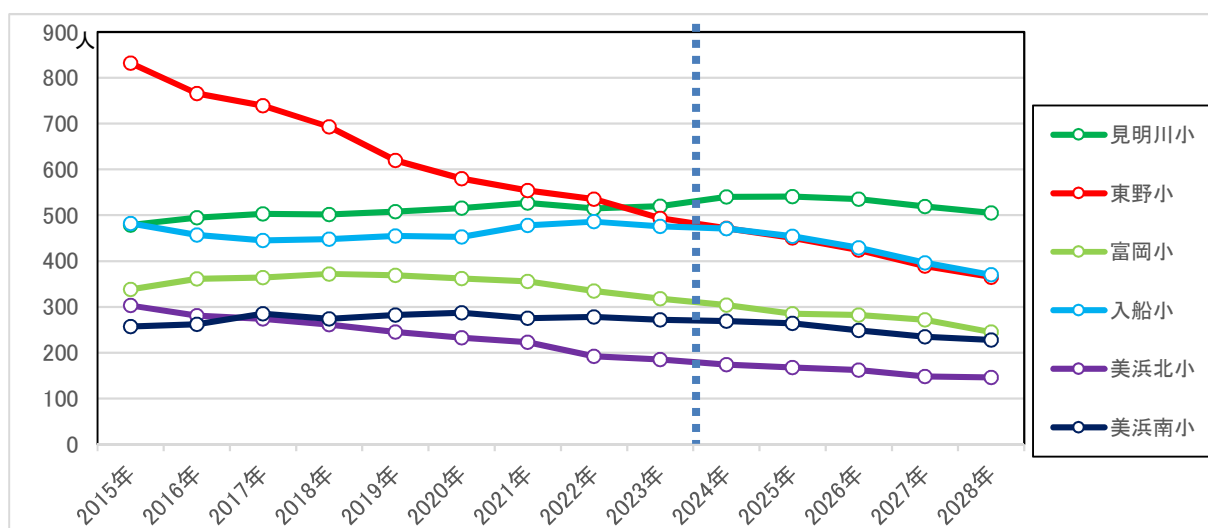
図3 元町地域の小学校児童数の推移（舞浜小を含む）（令和5年5月現在）



(中町地域)

- ・中町地域での児童数は、横ばいで推移してきましたが、今後は減少傾向となります。東野小学校では減少の傾向が顕著に表れます。
- ・見明川小学校は、近年の弁天地区でのファミリー層の増加を背景として、当面は概ね横ばいとなります。

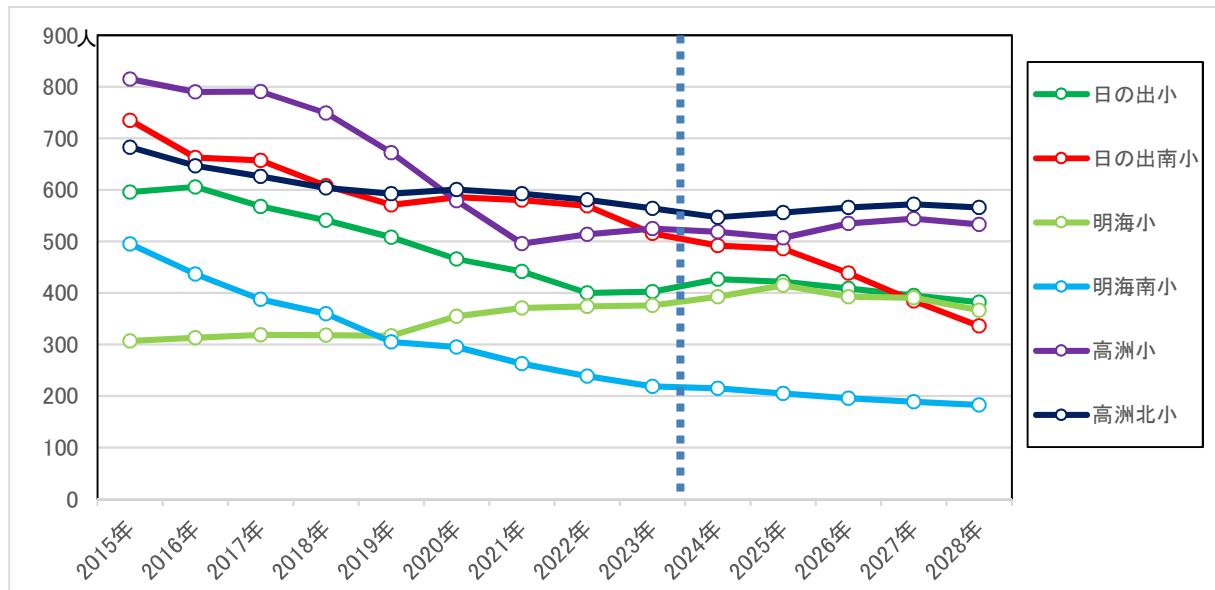
図4 中町地域の小学校児童数の推移（令和5年5月現在）



(新町地域)

- ・新町地域では、今後、横ばいか減少基調をたどります。
- ・高洲地区では、住宅開発により一時的に増加し、その後、横ばいに推移する傾向となります。
- ・日の出小学校区において、比較的大規模な集合住宅の建て替えや住み替えが行われていることから、それを踏まえて予測値を算出しています。

図5 新町地域の小学校児童数の推移（令和5年5月現在）



(2) 中学校 (※実績値については、特別支援学級の生徒数を除く)

図6 中学校生徒数(総数)の方針策定時(平成30年度)の推移予測

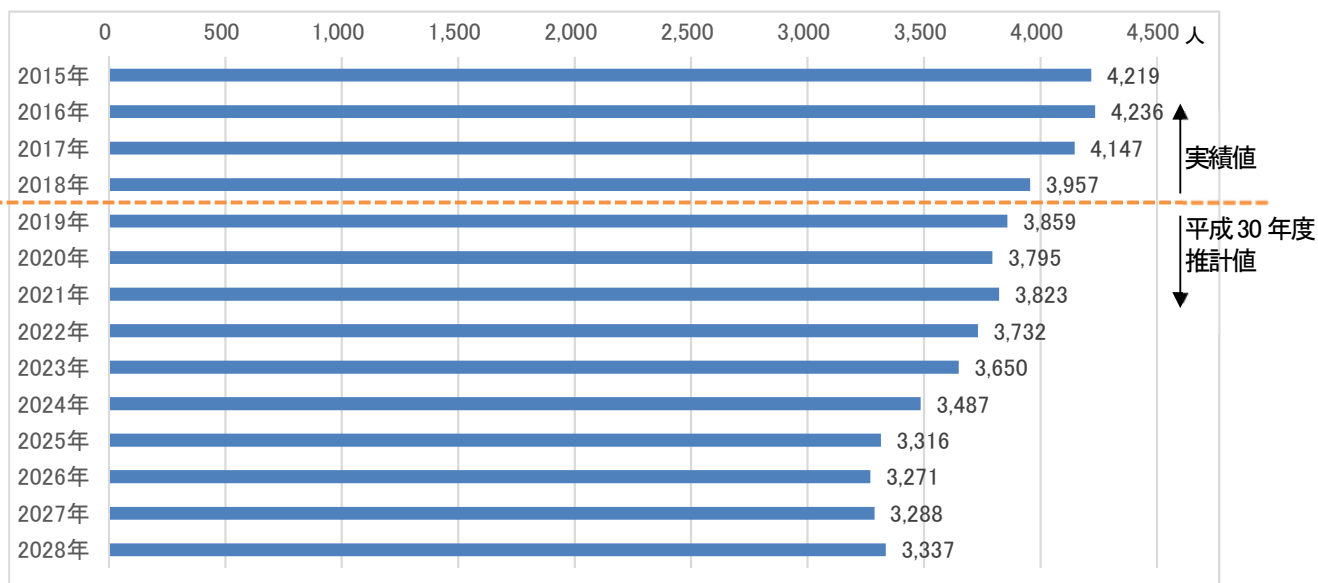
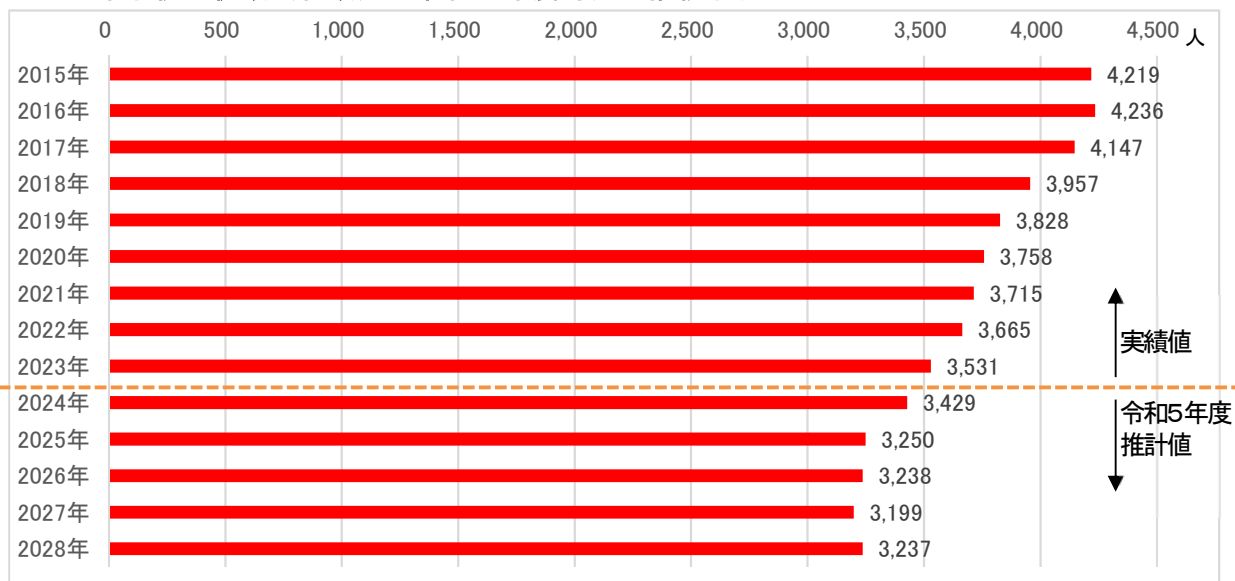


図7 中学校生徒数(総数)の令和5年度時点の推移予測

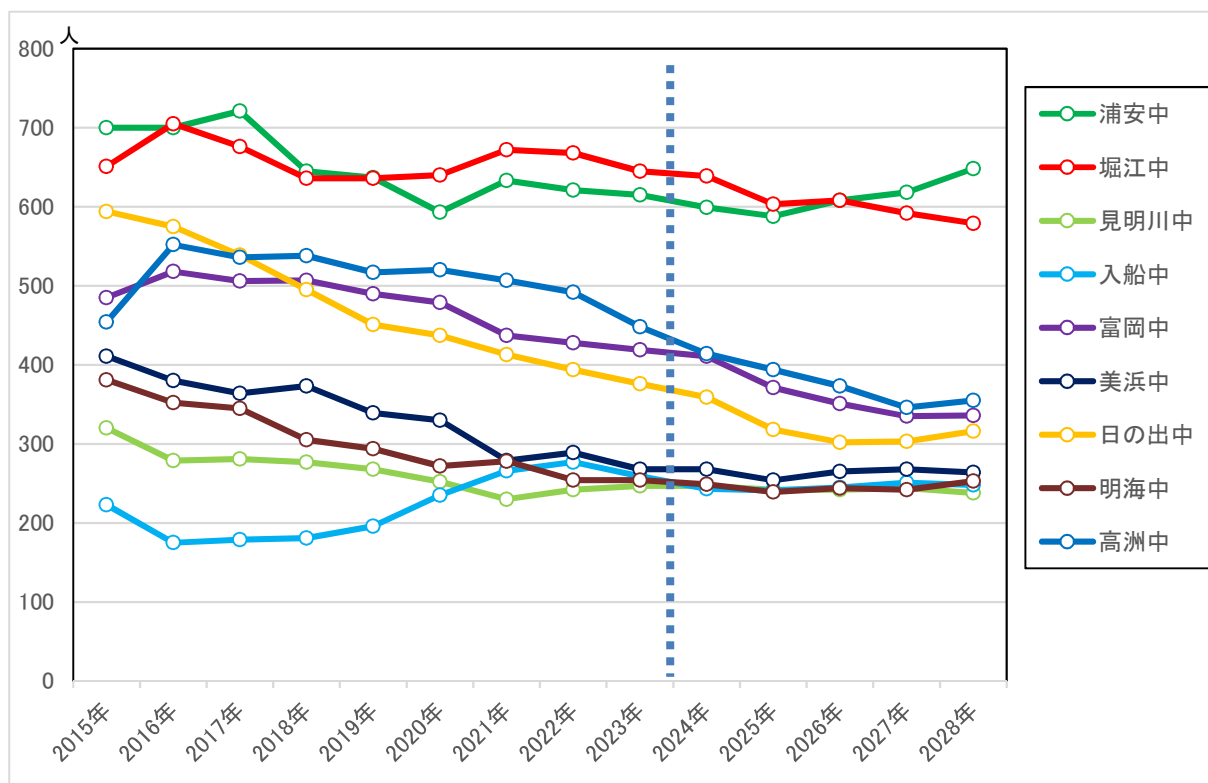


- ・ 中学校の生徒数は、小学校児童数と同様に減少傾向が続きます。
- ・ 令和10年(2028年)には令和5年(2023年)比で▲約300人の3,237人まで減少することが予測されます。
- ・ 方針策定時の平成30年(2018年)の推計値と実績値との比較から、生徒数の減少が進行していると考えられます。
- ・ 今後、土地利用の変化や集合住宅の建て替え・住み替えが生じれば、生徒数の推計値に影響が出る可能性があります。

■学校別の動向

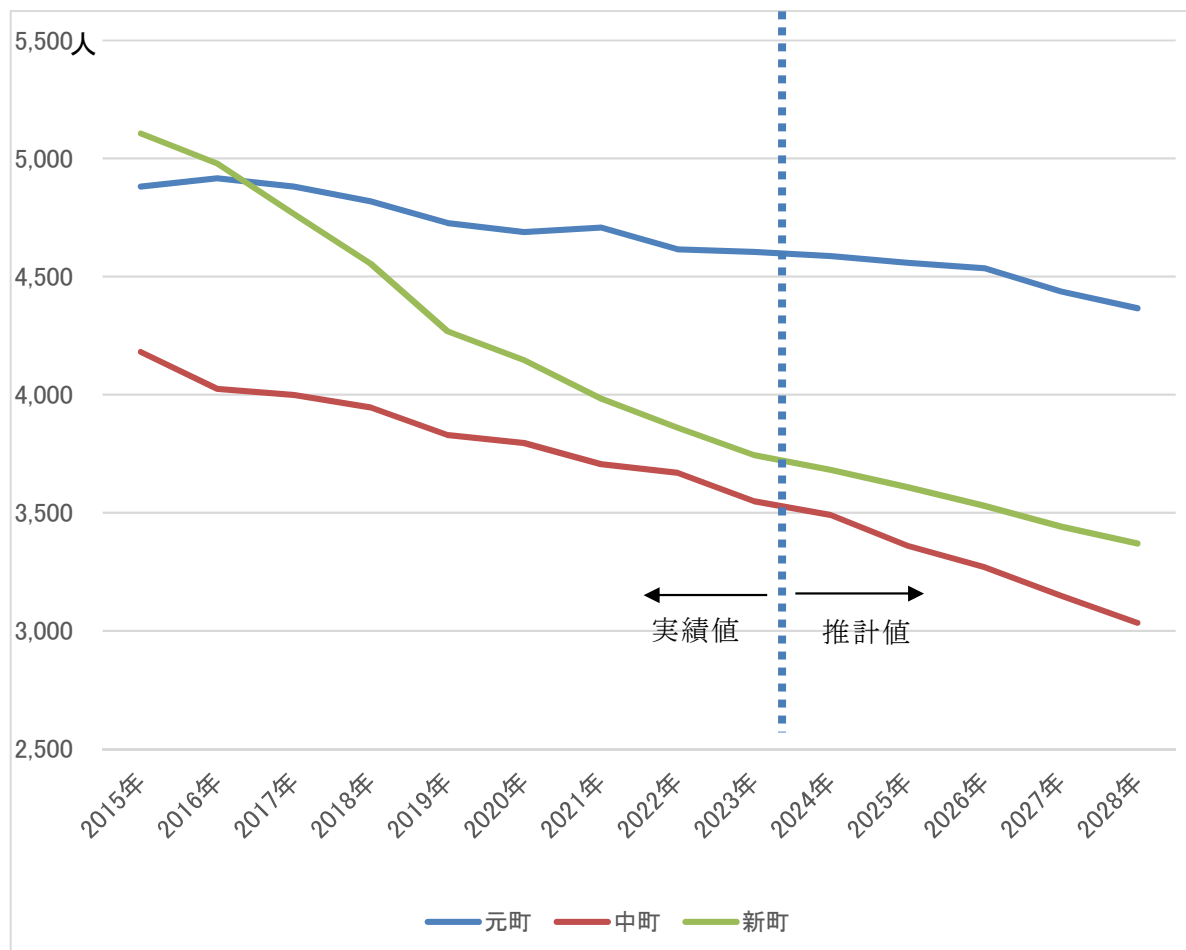
- ・学校別にみると、浦安中学校、堀江中学校など元町地域では、増減がありますが、減少の傾向は弱いです。
- ・一方で、高洲中学校、富岡中学校、日の出中学校で減少傾向が強まるなど、中町、新町地域では、今後、減少傾向で推移していきます。

図8 中学校別生徒数の推移（令和5年5月現在）



2. 地域別の児童生徒数の推移

図9 地域別の児童生徒数の推移（令和5年5月現在）
（※実績値については、特別支援学級の児童数を除く）



(1) 元町地域（小学校5校、中学校2校）

- ・元町地域に立地する学校の児童生徒数は、今後、横ばいで推移し、その後、減少傾向となります。中町・新町地域に比べて、元町地域では近年、若年層の転入基調が強いことが要因としてあげられます。

(2) 中町地域（小学校6校、中学校4校）

- ・中町地域に立地する学校の児童生徒数は、横ばいで推移する学校もありますが、全体的には減少傾向となります。

(3) 新町地域（小学校6校、中学校3校）

- ・新町地域に立地する学校の児童生徒数は、中町地域同様に横ばいで推移する学校もありますが、全体的には減少傾向となります。

第3章 学校規模適正化の基本的な考え方

1. 学校規模適正化の基本的な視点

(1) 児童生徒最優先の視点

- ・学校を適正な規模で維持することで、課題となっている大規模校での体育館や音楽室等の施設使用の重複、小規模校での交友関係の限定化、多様なものの見方や考え方に触れる機会の減少などが解消されます。
- ・こうした考え方のもとで、何よりも児童生徒にとっての教育環境の改善を最優先に考え、検討を進めていきます。
- ・なお、児童生徒の安定した学習・生活環境を確保するためには、少なくとも措置後6年間は、再度の学校統合・学区の変更は行わないことを基本とします。

(2) 地域コミュニティを考慮する視点

- ・学校は児童生徒の教育のための施設ですが、同時に地域コミュニティの核となる施設でもあります。各学校は防災・地域交流など、様々な活動の単位となっており、その結びつきは地域コミュニティにおいて重要な役割を有しています。
- ・こうした点を踏まえて、学校の適正規模を維持するにあたっては、中学校区を基本に据えた検討を進めます。
しかし、中学校区が異なる小学校区を再編し、新たな小学校区とすることが望ましい場合も想定されます。
- ・このような場合は、新たな地域コミュニティの醸成を早期に図っていくことが必要となります。

(3) 行政経営の視点

- ・今後は、学校施設の老朽化により維持・更新に多くの費用が必要となることから、前例や慣習にとらわれない変革のもと、これまで以上に効率的に教育環境を整備していくことが必要となります。

2. 学校規模の適正化に向けて

(1) 通学面での児童生徒の安全性の確保

- ・学校統合や学区の変更に伴い、新たな通学路を指定する場合には、児童生徒が安全に通学できるように対策を講じる必要があります。
また、通学距離が大幅に長くならないよう配慮する必要があります。

(2) 将来の動向を見据えた早い段階からの取組

- ・本市では、過去に人口が急増した経緯があることから、近年になり、児童生徒数が大きく減少する学校が出ました。
- ・将来推計の結果を見ても、今後も、児童生徒数が急激に減少し、適正規模を維持できない学校が出てくるのが想定されます。
- ・学校を適正規模に維持するためには、通学区域の弾力的運用や学区の変更などを推進していく必要があることから、保護者や地域住民に対しては、これらに係る情報を逐次、提供するとともに、丁寧な説明と十分な対話を行いながら、合意形成に努めます。
- ・また、この際、将来を見据え、できるだけ早い段階から着手するとともに、地域・学校・行政が一体となって進めていく必要があります。

(3) 児童生徒の新たな学校生活に向けた支援策

(全体を通しての考え方)

- ・児童生徒数の変化により学区の変更や学校統合などが行われた場合、新しい環境の下で児童生徒の多様な考え方の会得や人間関係の広がり、これまでにない新たな活動の展開などといったプラスの効果の創出が期待されます。
- ・しかし一方で、取り巻く環境が変化することにより、児童生徒に大きな精神的な負担がかかってしまうことも予想されます。学校規模適正化の取組にあたっては、「児童生徒最優先」の視点から、こうした児童生徒の負担を可能な限り減少させていくための支援が必要です。
- ・学区の変更や学校統合は、児童生徒やその保護者にとって大きな環境の変化をもたらすものです。このようなことから、実施後は新しい環境に早期に馴染み、児童生徒の不安など、心の変化を受け止められるよう、スクールカウンセラーや養護教諭、教職員による十分な見守りや相談体制の強化に努めます。

(学区の変更)

- ・学区の変更にあたっては、希望による変更から実施するなど、段階的に進めます。
- ・教職員が、環境の変わる児童生徒に対する共通した認識を持ち、相談体制の強化など特段の配慮に努めます。
- ・子ども会などの地域コミュニティの醸成を早期に図っていくことも必要となります。

(学校統合)

- ・学校統合にあたっては、児童生徒の精神的な負担を軽減するため、統合前から学校間の交流を行うなど、学校ごとの特色の違いを理解する活動を行います。
- ・また、実施後の初年度において、通学する学校が変更となる児童生徒は「学校がなくなり吸収された」という感情や思いを持ちやすいことから、「新しい学校をつくる」という意識の醸成に努めます。
- ・新設される学校に、児童生徒及び保護者の期待が持てるよう、特長ある魅力的な学校づくりの方針を打ち出していきます。
- ・教員の配置については、児童生徒の安心感が得られるよう、両学校のバランスに配慮していきます。

(4) 地域の実情に応じた学校施設の活用

- ・学校規模の適正化にあたっては、余裕教室が学校教育の目的以外に児童育成クラブや放課後子ども教室、さらには保育施設、社会教育施設、老人福祉施設など、教育の分野を超えた横断的な利用にもニーズが広がっていることから、地域の実情に応じた活用も視野に入れながら検討を進めていく必要があります。

3. 本市における学校の適正規模・適正化の考え方

(1) 適正規模の考え方

- ・適正規模とは、「許容範囲内の学校規模」を示すものではなく、「望ましい規模」を示すものであり、可能な範囲で実現すべきものであること。
- ・全ての学年でクラス替えが可能であり、多様な人間関係を育むことができる学校規模であること。
- ・一定の集団数を必要とする学習活動や運動会などの学校行事等において、より活気のある、多様で充実した教育活動が図れる学校規模であること。
- ・特別教室や体育館等の施設利用に制限を受けることなく、授業時間を適切に割り当てることが可能な学校規模であること。
- ・教育指導面においては、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、規模が大きすぎることで、学年間、異学年間の交流が不十分とならない学校規模であること。

(2) 適正規模の要件

- ・学校教育法施行規則第 41 条では「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他特別の事情があるときは、この限りではない。」と定めています。
また、同規則第 79 条により、これは中学校にも準用するとしています。しかし、本市の小学校については、以下の観点から適正規模の上限は 24 学級とします。
 - ①「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条」では、適正な学校規模の条件として、第二項で、5 学級以下の学級数（中略）の学校と統合する場
合においては、同項同号中「18 学級まで」とあるのは「24 学級まで」とする。
 - ②24 学級までなら児童が学校施設（音楽室、理科室等）・機器等を適正に使用可能であること。
 - ③18 学級以上でも、本市にあっては、市独自の教職員の配置等により、充実した教育環境を提供できること。
- ・以上の点を踏まえて、本市の学校の適正規模は以下のとおりとします。

○小学校の適正規模 : 12~24 学級（1 学年あたり 2~4 学級）

○中学校の適正規模 : 12~18 学級（1 学年あたり 4~6 学級）

【小学校】

総学級数	～6	7～11	12～18	19～24	25～30	31～
1学年あたり学級数	0～1	1～2	2～3	3～4	4～5	5～
国の基準			適正規模			
浦安市の基準	高 ←		適正規模			→ 高

- ・最も優先的に対応が求められる学校は、小規模校では総学級数が6学級以下、大規模校では31学級以上の学校です。
- ・次に優先度が高い学校は、小規模校では総学級数が7～11学級、大規模校では25～30学級の学校です。

【中学校】

総学級数	～3	4～6	7～11	12～18	19～24	25～30	31～
1学年あたり学級数	0～1	1～2	2～4	4～6	6～8	8～10	10～
国の基準				適正規模			
浦安市の基準	高 ←			適正規模			→ 高

- ・最も優先的に対応が求められる学校は、小規模校では総学級数が3学級以下、大規模校では総学級数が31学級以上の学校です。
- ・次に優先度が高い学校は、小規模校では総学級数が4～6学級、大規模校では25～30学級の学校です。
- ・優先度が最も低いのは、小規模校では総学級数が7～11学級、大規模校では19～24学級の学校です。

(3) 適正化の考え方

- ・今後、小規模校対策として学校統合を実施する場合は、長期的な児童生徒推計を踏まえ、再統合を避けるため、中学校区によらない全市的な視点で検討する必要があります。
 - ・さらに、学校統合に際しては、小規模校同士で実施することが望ましいですが、全市的な適正配置の視点から、小規模校と適正規模校との統合や、小規模校校舎を統合後の新設校校舎として活用することについても十分な議論を行う必要があります。
 - ・適正配置に関しては「通学距離」「通学時間」「安全面」「地域との関連性」の要素を考慮していく必要がありますが、その中でも「児童生徒の通学距離が適正かどうか」が大きなポイントとなります。
 - ・通学距離は「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内となっているのに対し、本市は市域が狭いため、現状では長くてもその半分程度となっています。
- 今後、学校統合や学区の変更を行う際には、通学距離が大幅に長くなり、児童生徒にとって大きな負担とならないよう配慮する必要があります。

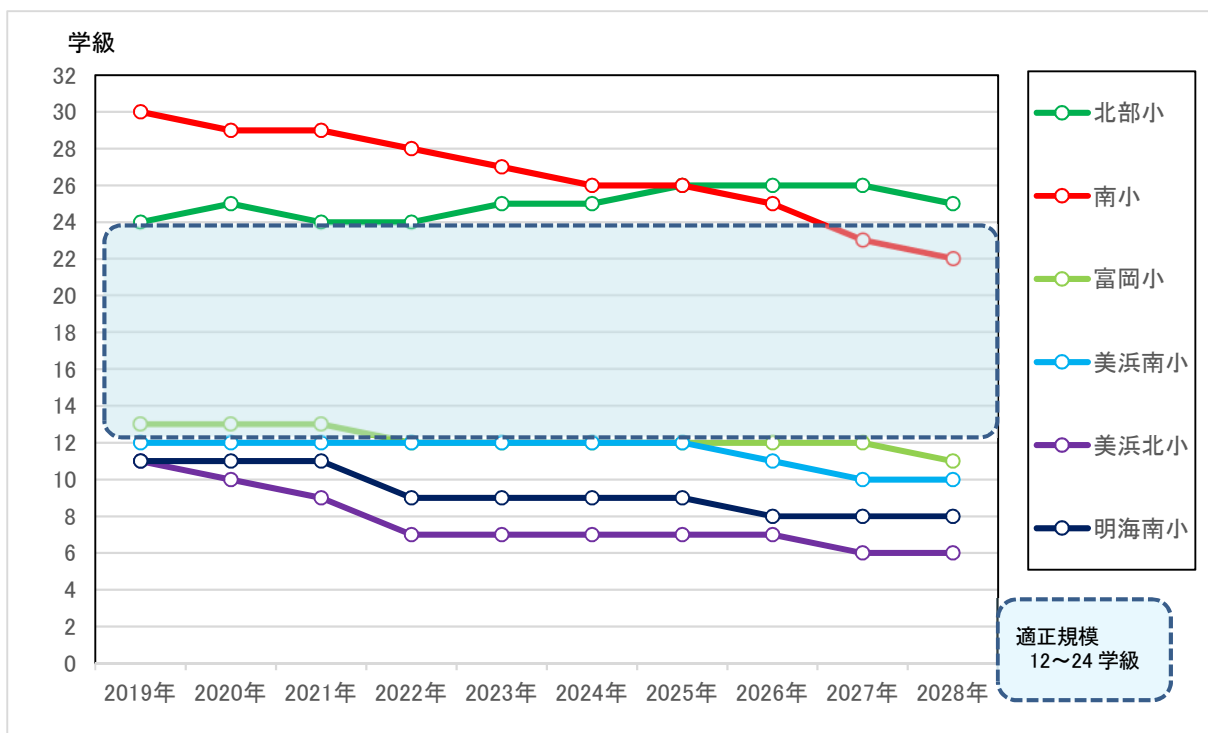
4. 将来の学校規模の動向

(1) 小学校

図 10 小学校の学級数（R5.5.1 現在予測、R5 以前は実績値）※特別支援学級を除く

区域	中学校区	学校名	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
元町	浦安	浦安小	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		北部小	24	25	24	24	25	25	26	26	26	25
		東小	19	19	19	19	19	20	22	22	21	21
	堀江	南小	30	29	29	28	27	26	26	25	23	22
		舞浜小	21	21	19	18	19	19	19	19	19	19
中町	見明川	見明川小	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18
		東野小	20	19	18	18	17	17	16	15	14	13
	富岡	富岡小	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12
		入船小	16	16	16	17	17	17	16	15	14	13
	美浜	美浜北小	11	10	9	7	7	7	7	7	6	6
		美浜南小	12	12	12	12	12	12	12	11	10	10
新町	日の出	日の出小	17	15	14	13	14	15	15	15	14	13
		日の出南小	19	18	18	17	16	16	16	15	14	13
	明海	明海小	12	13	13	13	14	14	15	14	14	14
		明海南小	11	11	11	9	9	9	9	8	8	8
	高洲	高洲小	21	18	16	16	18	18	18	18	18	18
		高洲北小	18	18	18	18	18	18	18	18	19	19
合計			308	304	293	286	279	271	274	275	277	271

図 11 小学校の学級数の推移（対象：今後5年間の中で適正規模範囲に収まらない学校のみ）



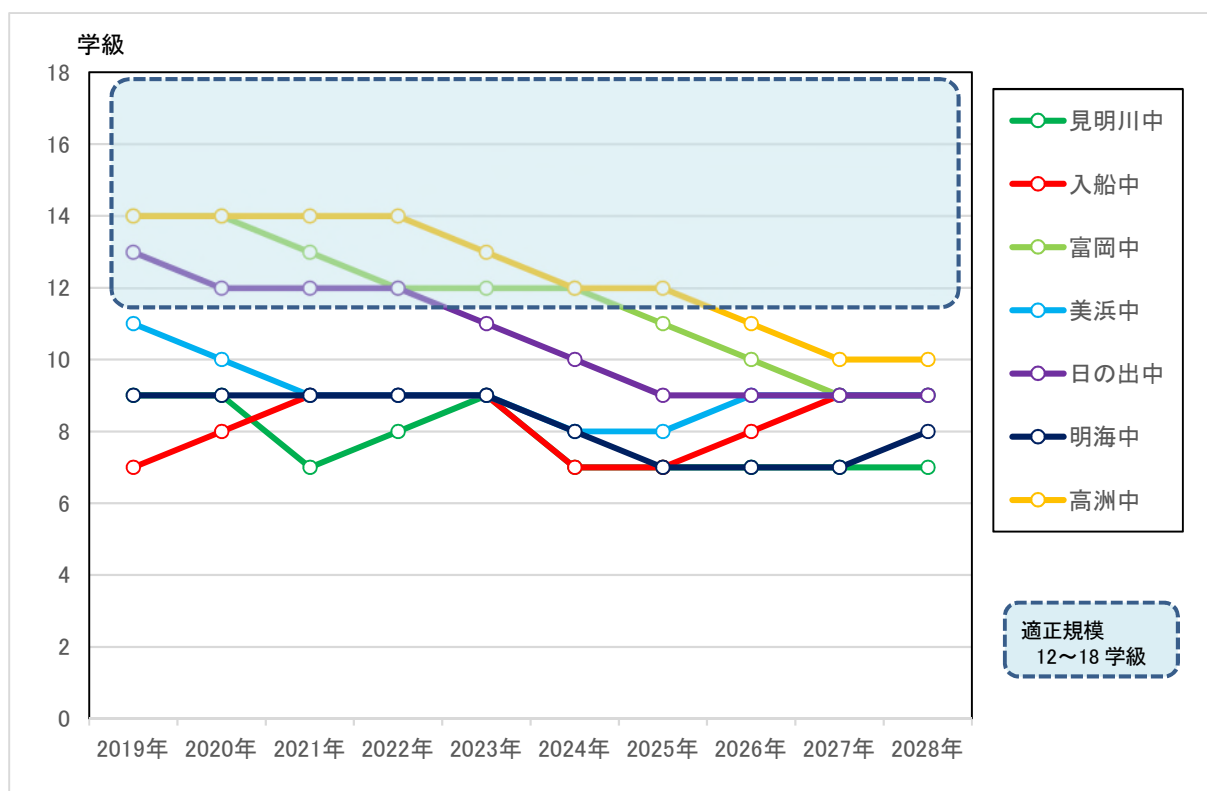
※推計値は、今後の都市開発等社会情勢の変化により大きく変動する可能性があることを前提に、参考値として掲載したものです。

(2) 中学校

図 12 中学校の学級数（R5.5.1 現在予測、R5 以前は実績値）※特別支援学級を除く

区域	学校名	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
元町	浦安中	18	17	18	18	18	16	15	16	17	18
	堀江中	17	17	18	18	17	17	16	16	16	16
中町	見明川中	9	9	7	8	9	7	7	7	7	7
	入船中	7	8	9	9	9	7	7	8	9	9
	富岡中	14	14	13	12	12	12	11	10	9	9
	美浜中	11	10	9	9	9	8	8	9	9	9
新町	日の出中	13	12	12	12	11	10	9	9	9	9
	明海中	9	9	9	9	9	8	7	7	7	8
	高洲中	14	14	14	14	13	12	12	11	10	10
合計		112	110	109	109	107	97	92	93	93	95

図 13 中学校の学級数の推移（対象：今後5年間の中で適正規模範囲に収まらない学校のみ）



※推計値は、今後の都市開発等社会情勢の変化により大きく変動する可能性があることを前提に、参考値として掲載したものです。

5. 小規模校における適正化の具体的な手法

(1) 通学区域の弾力的運用

①小規模学校選択制度

- ・周辺学区から小規模校への通学変更を促進するための制度です。

②特認校制度

- ・従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、他の地域からの就学を認める制度です。

③特定地域選択制

- ・従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住するものについて、他の学校選択を認める制度です。

(2) 通学区域の変更

- ・対象校を大規模校または適正規模校の通学区域に変更する手法で、変更後も双方が適正規模の学校となる場合に行います。

(3) 学校の統合

- ・学校の統合は、学校の小規模化により教育環境の公平性に課題が生じた場合にその改善を図るために行うものです。
対象校が小規模校または適正規模校に隣接し、統合後も適正規模を維持できる場合に行う手法です。

6. 大規模校における適正化の具体的な手法

(1) 通学区域の弾力的運用

①小規模学校選択制度

- ・周辺学区から小規模校への通学変更を促進するための制度です。

②特認校制度

- ・従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、他の地域からの就学を認める制度です。

③特定地域選択制

- ・従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住するものについて、他の学校選択を認める制度です。

(2) 通学区域の変更

- ・対象校を小規模校または適正規模校の通学区域に変更する手法で、変更後も双方が適正規模の学校となる場合に行います。

(3) 増改築による対応

- ・児童生徒数の増加により、普通教室が不足したり、音楽室や図書室などの特別教室や体育館等の施設利用に制限を受けたりするような場合に行う手法です。

第4章 今後の方向性

1. 将来における児童生徒数の増加の可能性について

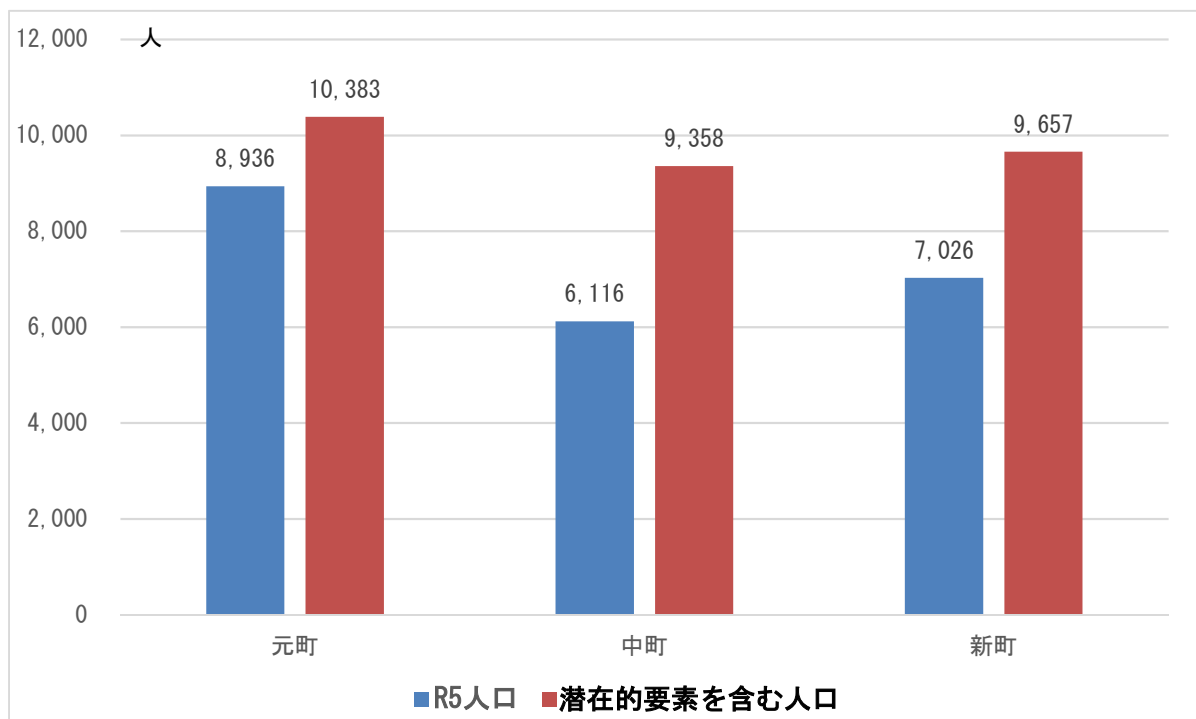
(1) 人口構造の変動要因について

- ・全国的に加速する少子高齢化により、本市においても、第2章で示したとおり、将来の学校規模の動向を踏まえた児童生徒数は、今後、減少することが予測されます。
- ・一方で、昭和50年代に集中した開発により整備された住宅の多くが、更新の時期を迎え、大規模な建て替えやまちの活力を維持するために行われる、まちのリノベーション等により、今後、人口構造が急激に変化することが考えられます。

(2) 人口増加の可能性について

- ・図14のグラフは、本市において、今後、児童生徒数が増加する要因を考慮した際に算出した予測値を示しています。本市は、東京都に隣接しており、人口の都心回帰の流れの中で、現状は潜在的な要素であるものの、今後、住宅としての環境が整い、転入者が増えることも考えられ、常に人口の急激な増加の可能性がります。
- ・具体的な要素として、以下の①～③で想定される内容があげられ、グラフはその可能性の最大の予測値を算出したものであり、将来の人口の予測値には幅があることを考慮する必要があります。
- ①現在、空地や駐車場として利用している土地について、住宅に転用される可能性があります。
- ②新町地域の商業施設において、今後の商業環境等により、住宅への土地利用の転換の可能性がります。
- ③築年数が40年を超える分譲住宅について、今後建て替えによる住宅環境の変化の可能性がります。

図14 0歳～15歳の地域別人口（令和5年4月現在）と将来の増加の可能性



(3) その他の人口増加等の可能性について

- ・現在、住宅用地として使用していない土地やホテルを営業している土地についても、今後、住宅への転用の可能性を否定できません。
- ・現在、住宅用地として使用されている場所についても、住み替えにより、人口構造が変化する可能性があります。
- ・近隣地域において、駅前開発の進展に伴い、児童生徒数が急増したため、通学区域内の既存の学校施設での対応が困難になったことから、通学区域外の学校へバスを利用して通学させる措置をとっている事例や校舎の整備により校庭の場所を確保することが困難となり、約 500m離れた場所に整備した校庭を利用している事例があります。本市においても宅地開発の状況により、同様の状況が発生する可能性が否定できません。

2. 今後の学校規模適正化の方向性

- ・本章に示す潜在的要因を考慮した、今後、予測される児童生徒数の増加を踏まえ、本市における学校規模適正化の方針については、第3章「学校規模適正化の基本的な考え方」を踏まえつつ、次の事項を新たに盛り込むこととします。

(1) 今後の学校規模適正化に向けた対策について

- ・本市においては、小規模校化の傾向が見られる学校も、今後、商業地等の土地利用の変化や、集合住宅の建て替え、住み替えにより児童生徒数が大きく増加に転じる可能性があります。このため、統合により学校数を減らす検討については、将来を見極めながら、慎重に進める必要性などを考慮し、学校の統合に限らず、学校や地域の現状や特色に合わせた検討を進めます。

(2) 教育活動の充実

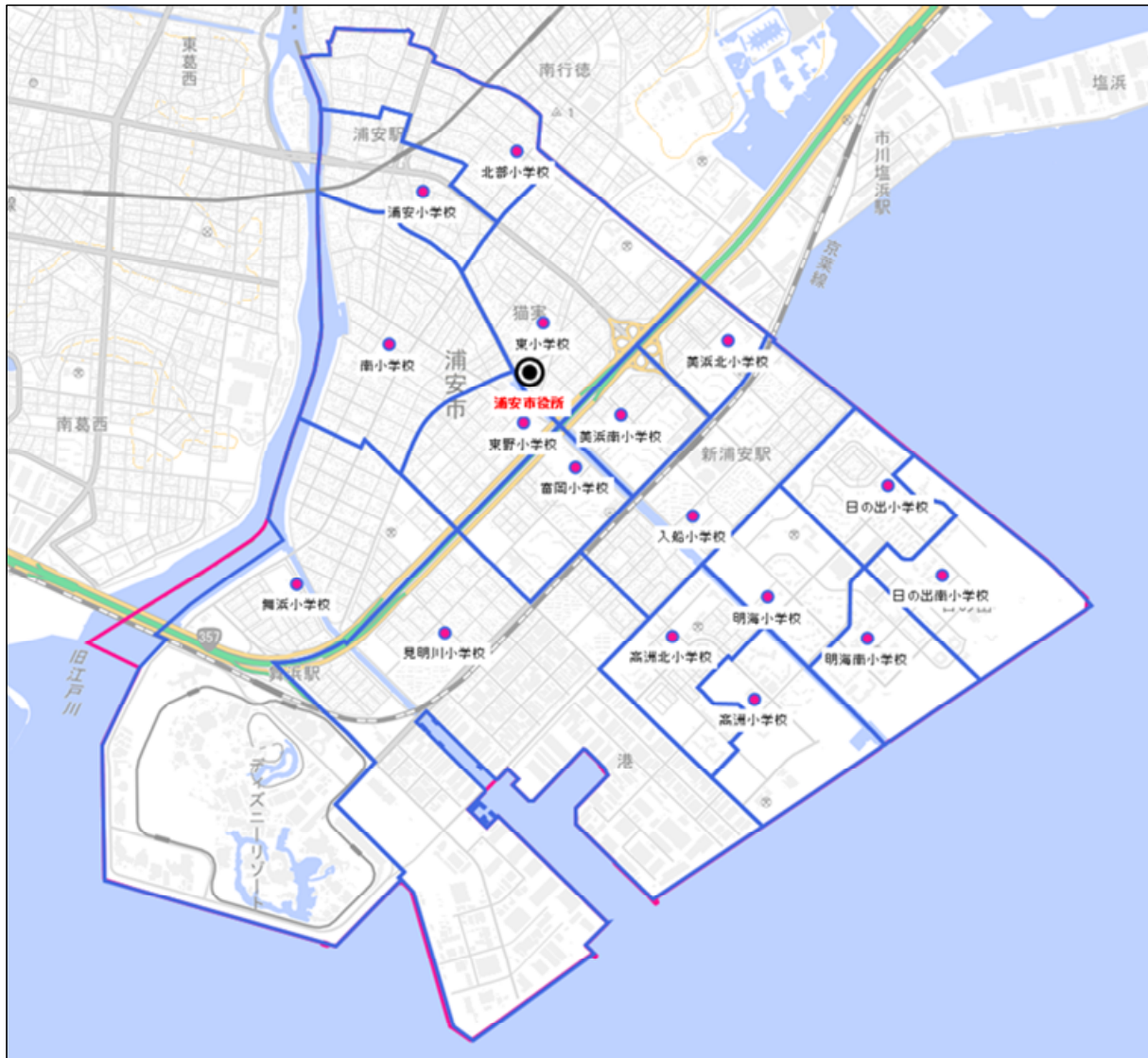
- ・適正規模に当てはまらない学校については、規模適正化の方策を講じつつ、学校規模の特性を最大限に生かして教育活動を充実させます。

(3) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格や防災の拠点としての役割も有していることから、コミュニティ・スクール制度の活用等により、地域とともにある学校づくりを推進します。

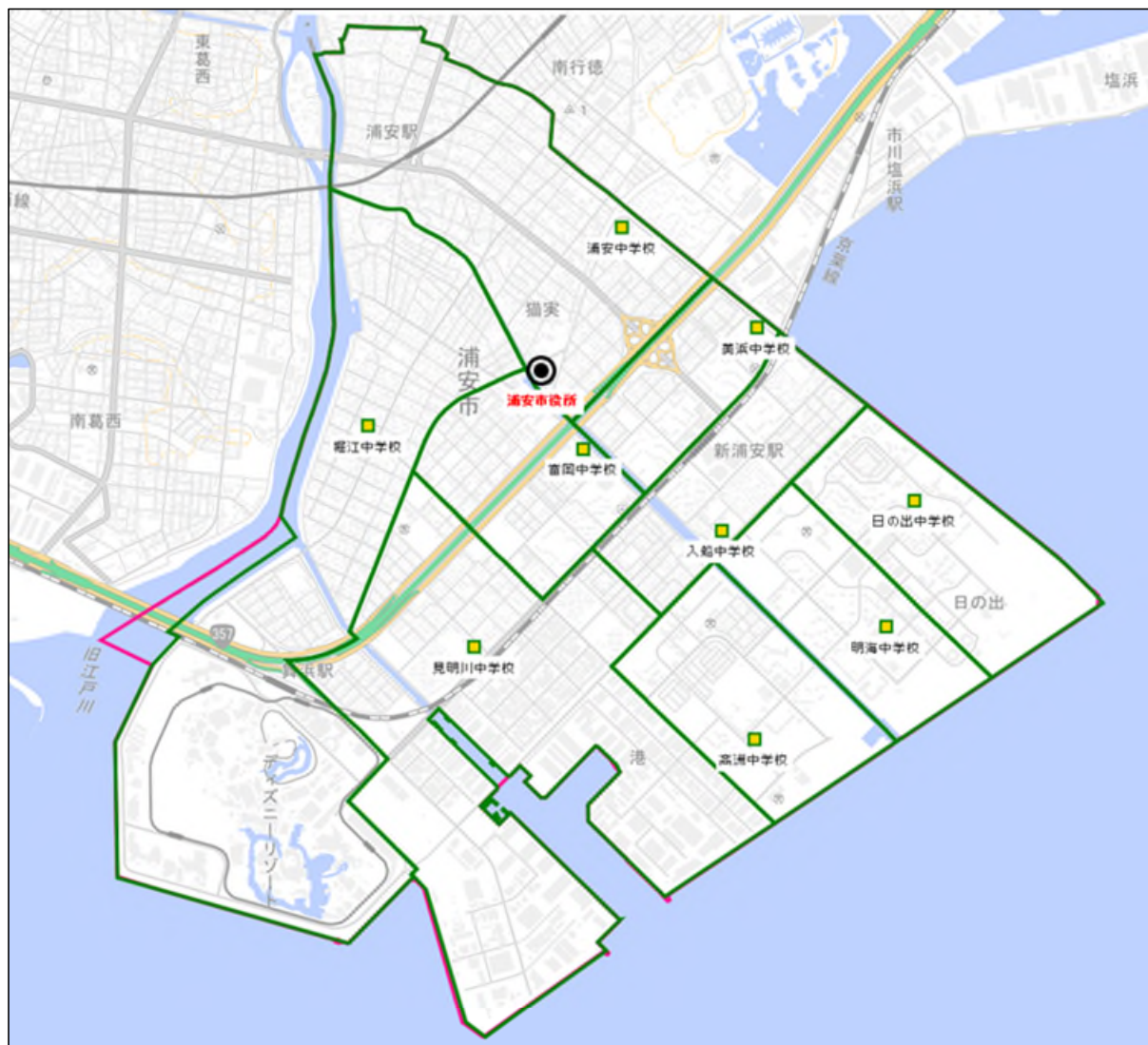
<参考資料>

I. 市立小学校の位置と学区



1	浦安小学校	猫実三丁目・四丁目・五丁目、当代島一丁目、北栄一丁目1番から3番/13番から17番
2	南小学校	堀江全域、富士見一丁目・二丁目
3	北部小学校	当代島二丁目・三丁目、北栄一丁目4番から12番、北栄二丁目・三丁目
4	見明川小学校	弁天全域、今川三丁目・四丁目、鉄鋼通り全域、舞浜三丁目・2番地、港全域、千鳥全域
5	富岡小学校	富岡全域
6	美浜南小学校	美浜一丁目・二丁目・三丁目
7	東小学校	猫実一丁目・二丁目、北栄四丁目、海楽全域
8	舞浜小学校	富士見三丁目・四丁目・五丁目、東野三丁目、舞浜二丁目・1番地・35番地
9	美浜北小学校	美浜四丁目・五丁目
10	日の出小学校	日の出一丁目・二丁目・三丁目4番・四丁目
11	明海小学校	明海一丁目・二丁目・三丁目・四丁目
12	高洲小学校	高洲四丁目・五丁目・六丁目・七丁目・八丁目2番・九丁目
13	日の出南小学校	日の出三丁目3番・日の出五丁目・六丁目・七丁目・八丁目
14	明海南小学校	明海五丁目・六丁目・七丁目
15	高洲北小学校	高洲一丁目・二丁目・三丁目・八丁目1番
16	東野小学校	東野一丁目・二丁目
17	入船小学校	入船一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目、今川一丁目・二丁目

Ⅱ. 市立中学校の位置と学区



1	浦安中学校	当代島全域、北栄全域、猫実全域、海楽全域
2	堀江中学校	堀江全域、富士見全域、舞浜二丁目・1番地・35番地
3	見明川中学校	弁天全域、今川三丁目・四丁目、鉄鋼通り全域、東野三丁目、舞浜三丁目・2番地、港全域、千鳥全域
4	入船中学校	入船全域、今川一丁目・二丁目
5	富岡中学校	富岡全域、東野一丁目・二丁目
6	美浜中学校	美浜全域
7	日の出中学校	日の出全域
8	明海中学校	明海全域
9	高洲中学校	高洲全域

Ⅲ. 入船地区の小学校の統合について

(i) 入船地区小学校統合の経緯

- ・入船地区の小学校の統合については、平成 20 年度に教育関係の学識経験者や各学校長、さらには P T A 代表、市民公募の方々を委員とした学校適正配置等検討委員会を設置し、平成 21 年 3 月に策定した「浦安市における学校配置の適正化に向けての基本方針」において統合の方針を示したところです。
- ・平成 23 年度の施政方針の中では、小規模化が顕著である入船・美浜地区の小学校を対象に地域のつながりを重視した統合を進めることとし、平成 23 年度に入船地区の学校統合を推進するための準備委員会を設立し、平成 26 年度を目標に入船北小学校、入船南小学校を統合し、入船中学校を核とした小中連携・一貫教育推進校を開校すると示しています。方針に基づき下記のとおり実施したものです。

【統合までの流れ】

平成 21 年 3 月	・「浦安市における学校の適正配置についての基本方針」策定（統合方針決定）
平成 22 年度	・中町（入船地区）学校統合適正配置懇談会において、入船地区の小学校・中学校 P T A 代表、学校評議員代表、自治会代表、学校長などへの事業の概要説明及び意見聴取
平成 23 年 3 月	・入船地区学校統合について、入船地区の保護者及び自治会代表、学校関係者に文書配付
平成 23 年度	・東日本大震災の影響により、本計画の 1 年延期決定 ・入船地区の保護者に延期通知文書、今後の進め方に関する文書配付
平成 24 年度	・入船地区学校統合懇談会開催（3 回） ・入船地区学校統合説明会、入船地区学校統合合同説明会開催 ・アンケート調査実施
平成 25 年度	・入船地区学校統合懇談会開催（3 回）
平成 26 年度	・入船地区学校統合懇談会開催（3 回）
平成 27 年 4 月	・入船小学校開校

(ii) 学校統合についての評価

- ・統合当初は 2 つの小学校それぞれの特徴が交わることで、子どもたちに若干のとまどいがみられました。
特例措置で学校規模が大きくなった美浜北小学校でも同様でした。ただし、こうしたとまどいはすぐに解消され、一時的な現象であったことが確認できました。
- ・統合後の入船小学校では、学びあいや学校行事の充実を図る取組の中で、子どもたちの人間関係が広がり、相手を認める思いやりの気持ちが、これまで以上に養われるといった効果が認められました。
また、統合を機に指導方法を見直す、教材研究が充実するなど、教員の側にも指導力の向上といった効果があらわれました。
- ・新設校として校舎の改修工事、校歌や校章の制定も行い、小中連携・一貫教育モデル校としての取組とともに、地域文化祭やタブレットを活用した授業を展開するなど、統合後は充実した活動が行われています。
- ・以上のようなことから、児童・保護者・教職員を含めた地域の中において、一定水準の評価を得られているものと考えます。

IV. 小規模学校選択制度について

- ・小規模学校選択制度は、周辺学区から小規模校への通学変更を促進するための制度です。教育委員会が指定する通学区域外で、小規模校で児童生徒の受け入れが可能な学校の中から、保護者が入学先の学校を選択することができます。
- ・制度を実施する際には、選択対象校の教室数不足が生じることがないようにして募集人数を設定しています。

◆ 小学校における小規模学校選択制度の実施状況 (矢印は制度実施年度)

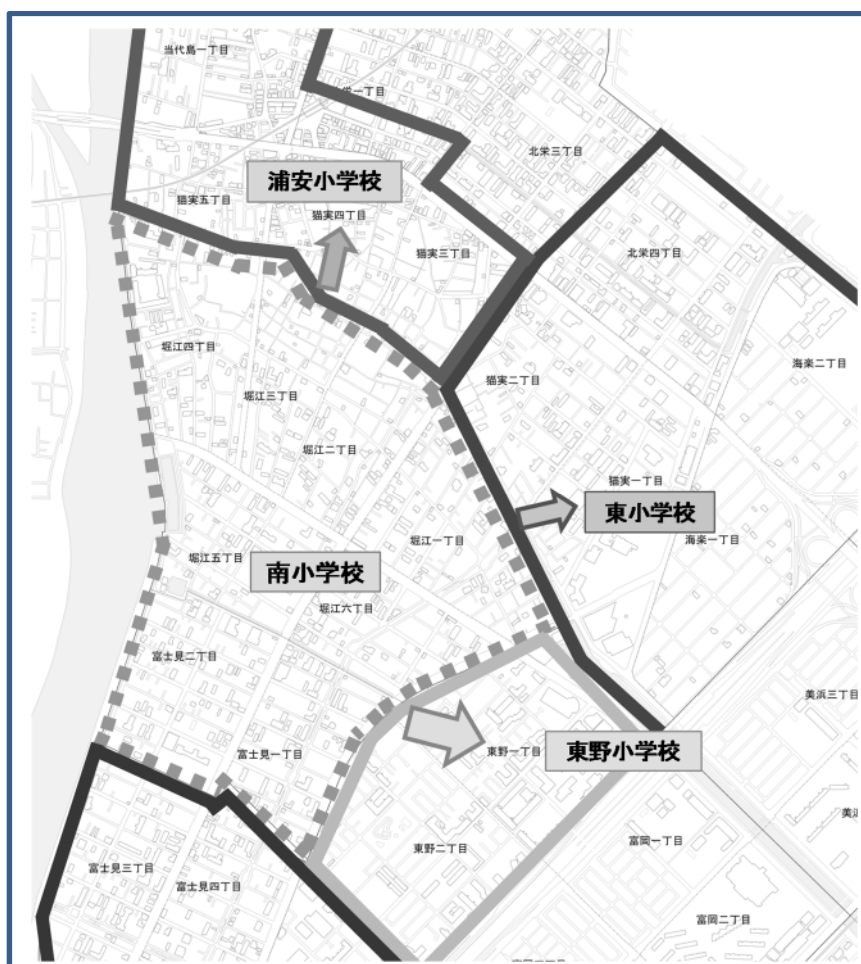
区域	中学校区	学校名	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	
元町	浦安	浦安小	→										
		北部小											
		東小											
	堀江	南小											
		舞浜小											
中町	見明川	見明川小											
	富岡	東野小									→		
		富岡小	→										
	入船	入船小			開校				→				
	美浜	美浜北小										→	
		美浜南小	→										
新町	日の出	日の出小									→		
		日の出南小									→		
	明海	明海小											
		明海南小							→				
	高洲	高洲小											
		高洲北小											

◆ 中学校における小規模学校選択制度の実施状況 (矢印は制度実施年度)

区域	学校名	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4
元町	浦安中										
	堀江中										
中町	見明川中	→									
	入船中									→	
	富岡中										
	美浜中	→									
新町	日の出中										
	明海中							→			
	高洲中										

V. 南小学校区の大規模校対策について

- ・南小学校の大規模校対策について、令和元年度（2019年度）から検討を始め、内部委員による検討準備委員会及び外部の有識者を含めた検討委員会において協議を進め、令和3年度（2021年度）新1年生から、「特定地域選択制」を導入しました。
- ・南小学校の大規模状態を緩和し、子どもたちの教育環境をより良くすることを目的として、南小学区に居住する児童は、南小学校の他、隣接する「浦安小」・「東小」・「東野小」への就学を選択することができる制度です。
- ・この制度により、令和3年度（2021年度）入学の新1年生及び在校生合計28名、令和4年度（2022年度）入学の新1年生17名、令和5年度（2023年度）入学の新1年生30名が隣接する選択対象校に入学することとなりました。
- ・今後も特定地域選択制を継続して実施してまいります。受け入れ側である隣接校の教室数不足等が生じないように注視していく必要もあります。



「浦安市学校規模適正化基本方針」

平成 31 年 3 月
(令和 6 年 3 月改定)

発行・編集：浦安市教育委員会
〒279-8501 千葉県浦安市猫実 1-1-1
電話：047-351-1111